（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十四条　暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条第一項の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十五条　［略］

別紙様式第１号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第５面）　略］

（第６面）

９．暗号資産交換業の内容及び方法

⑴　暗号資産交換業の内容及び方法

［表略］

（記載上の注意）

１．［略］

２．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第15項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

［３．・４．　略］

［（第７面）～（第14面）　略］

別紙様式第２号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第６面）　略］

（第７面）

12．暗号資産交換業の内容及び方法

⑴　暗号資産交換業の内容及び方法

［表略］

（記載上の注意）

１．［略］

２．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第15項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

［３．・４．　略］

［（第８面）～（第15面）　略］

別紙様式第４号（第６条第４号、第12条第２項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

国　　籍
国籍に属する国における住所又は居所
居　住　地
氏　　名
（通称名　　）
生　年　月　日

（申請書等の認定資金決済事業者協会の経由）

第四十三条　暗号資産交換業者は、申請書等を金融庁長官又は財務局長等に提出しようとするとき（前条の規定により財務事務所長等を経由するときを含む。）は、認定資金決済事業者協会を経由して提出することができる。

（標準処理期間）

第四十四条　［同上］

別紙様式第１号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第５面）　同左］

（第６面）

９．暗号資産交換業の内容及び方法

⑴　暗号資産交換業の内容及び方法

［同左］

（記載上の注意）

１．［同左］

２．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第７項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第１条第２項第６号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

［３．・４．　同左］

［（第７面）～（第14面）　同左］

別紙様式第２号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第６面）　同左］

（第７面）

12．暗号資産交換業の内容及び方法

⑴　暗号資産交換業の内容及び方法

［同左］

（記載上の注意）

１．［同左］

２．「暗号資産交換業の種類」は、法第２条第７項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、第１条第２項第６号に規定する暗号資産信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

［３．・４．　同左］

［（第８面）～（第15面）　同左］

別紙様式第４号（第６条第４号、第12条第２項第４号関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

国　　籍
国籍に属する国における住所又は居所
居　住　地
氏　　名
（通称名　　）
生　年　月　日